

新幹線車掌業務の見直し 会社は団体交渉開催を拒否！

申第15号に対する窓口による会社回答

2月9日、申第15号「新幹線車掌業務見直しに関する団体交渉開催の申し入れ」に対する会社からの窓口回答がありました。

車掌業務の見直しは、労働条件の大幅な変更が生じます。従って団体交渉で見直し自体を行なうかどうかも含めて交渉する必要があります。しかし会社は、運用の範疇であり団体事項にはあたらないと団体交渉の開催を拒否しました。

本部は、会社の誤った考えに対して対立を確認し、労働組合軽視の会社姿勢に抗議するとともに、改めて団体交渉の開催について追求しました。

申第15号(1月12日申し入れ)

新幹線車掌業務見直しに関する団体交渉開催の申し入れ

新幹線鉄道事業本部および関西支社は、昨年12月21日、業務委員会において「新幹線車内業務の見直し」について新幹線地本及び新幹線関西地本に説明した。会社の説明は、「業務体制の見直し」、「車掌とパーサーの基準乗組み数の見直し」について行なわれているが、これはまさに労働条件の改訂に関することであり、団体交渉の開催が必要であると考えます。

しかし本社から本部に対して団体交渉の開催はおろか、説明すら未だ全くなされていない。これは明らかに労使協議の形骸化であり不当労働行為と言わざるを得ない。

従って下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 車掌業務の見直しについて、本社は早急に団体交渉を開催し本部に説明を行うこと。